

モニタリング事業について

1. 事業目的

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現等、人権に関わる様々な問題が発生している。

特に、部落差別解消推進法の施行の背景となっている部落差別等に係る悪質な書き込み等が後を絶たないことを踏まえ、本市に関わる差別的な書き込み等をモニタリングすることにより、拡散の防止につなげるため、インターネット上でモニタリング事業を実施する。

2. モニタリングの対象

本市に係る部落差別等に関する書き込み

3. モニタリングの実施場所等

- (1) 実施場所:人権政策課執務室内
- (2) 実施時期:1週間に1回(2時間程度)
- (3) 対象サイト:「5ちゃんねる」、「2ちゃんねる」、「爆サイ」等
- (4) 担当者:人権政策課職員

4. 削除要請状況

(件)

2020 年度		2021 年度	
削除要請	削除済	削除要請	削除済
446	236	778	648

以 上